

午後 2時43分 休憩

午後 3時05分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

内谷邦彦議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位5番、議席番号4番、内谷邦彦議員。

(4番内谷邦彦議員登壇)

○**4番 内谷邦彦議員** このたびの市議会議員選挙において当選させていただきました内谷邦彦です。この場をおかりしまして、市民の皆様にご挨拶とお礼と感謝を申し上げます。また、市議会議員在職中は、初心を忘れず、誠心誠意努めてまいりますので、市民の皆様のご指導、ご鞭撻、よろしく願いいたします。また、同僚議員の皆様にも、事あるごとの意見交換や情報交換をよろしく願いいたします。

長井市が今後ますます発展できるよう、また市民の皆様のご幸福度がますます向上することを祈念して質問いたします。

1番、平成27年度施政方針より。

3月定例議会において、先輩議員より既に多数質問されており、重なる部分もあるとは思いますが、答弁よろしく願いいたします。

第1に、元気な人づくり戦略の介護、福祉に関し、長井市地域福祉計画、障害者福祉計画、長井市老人保健福祉計画、第6期介護保険事業計画などを作成とのことで、計画書を入手し、確認させていただきました。その中で、第2期長井市地域福祉計画が平成27年度から平成31年度の5カ年計画、長井市老人保健福祉計画、第

6期介護保険事業計画は平成27年度から平成29年度の3カ年計画となっております。基本計画で通常記載されているはずの4W1H、Who、誰が、What、何を、When、いつ、Where、どこで、How、どのように、の記載がなく、日程表の記載もありませんでした。

このように、5年間、3年間、もしくは5年間にまたがる計画を実施し達成させるためには、総合計画があり、年度ごとの計画、到達目標を設定し、担当者、進捗管理者などの責任者を明確にし、進捗管理を行い、おこなっていただければ次年度に再度計画を見直し、最終年で目標を達成させることが必要と思います。また、いつでも管理者が進捗状況を見えるようにすべきですが、いかがでしょうか。

第2に、にぎわいと働く場づくり戦略、ものづくり産業の振興と地域産業の支援による働く場づくりの中で、新たな技術、製品など、価格以外の強みを持つことが必要であり、産業振興アドバイザーからの企業誘致情報の収集や東北地域に進出が進むトヨタ関連企業からの受注機会の創出を図ってまいります。また、企業誘致、受注拡大などに資するネットワーク形成事業を実施し、最大の雇用である製造業の量的確保と、中小企業を中心として、市内事業所の受注拡大を目指してまいりますとの記載がありましたが、企業誘致、受注拡大に関して、県の商工労働観光部工業戦略技術振興課、財団法人山形県企業振興公社との連携について、今まではどのように連携していたのか、今後はどのように連携していくのでしょうか。

また、ネットワーク形成事業を実施とありますが、事業内容、現在の進捗状況を教えてください。

余談ではありますが、私が企業に在籍していた一昨年に得た情報では、トヨタ紡織東北、営業調達グループ担当グループリーダーの話で、トヨタ自動車東日本で2012年から今までに製品

展示商談会を開催し、かなりの数のメーカーと商談を進めてきましたが、今までに口座開設できたメーカーは1社しかないとのこと。家電業界からの参入では、輸送費の考え方が大きな問題となり、採用になっていない状況で、トヨタ紡織東北でもようやく1社口座開設できるかどうかとの状況です。

ここでの輸送費の問題とは、トヨタ向け製品の場合、輸送費用は製品見積もり内の管理費に含まれます。家電業界では、製品の生産方法、製品納入方法が自動車業界と大きな違いがあり、輸送費用にかなりの開きがあると思われま

す。また、アイシン精機部品調達部東日本調達センター担当の話としては、現在、東北で現地調達に向け展開中で、トヨタ自動車東日本岩手工場での商談会で57社、プレス、樹脂、ばね関係の業者が集まり、600枚の見積もりを処理中とのことでした。今回の部品については、今後二、三社に絞り込み、最終、指し値対応が可能かどうかの判断で受注先が決定するとのことでした。話では、トヨタ関連企業のOBを顧問などに据えて展開しているメーカーもあり、一担当者としては非常に面倒くさいとのことでした。ここでの対象車種は、ことし6月発表予定の新規車種でした。

このように、トヨタ関連メーカーへの新規参入については非常に厳しい状況です。この状況からいかにして受注拡大を図るのか、十分に検討した戦略が必要です。

次に、市職員の給与とサービスの原価などについて質問いたします。

一般企業で考えた場合、従業員1名に対して給与額面の2倍以上の売り上げがなければ、間接部門の給与を賄うために経営としては成り立ちませんが、市職員の場合はいかがでしょうか。各年代、30歳、40歳、50歳の年間の給与平均額を教えてください。

また、その金額に対して一般企業で考えられ

る給与の2倍以上の売り上げに相当するサービスの提供はされているのか。

また、証明書発行や事務作業に係るコストは把握されておりますでしょうか。

また、今後各種サービスに関して原価計算やABC分析、重点分析とも呼ばれ、たくさんあるものを整理し、大事なものを順に並べ、プライオリティ、優先順位をつけて管理していこうという手法で、管理項目の重要度や優先度を明らかにすることなどを行い、改善に役立てることは検討していますか。

市職員の場合、一般企業と違い、利益を出すことが目的ではありませんが、逆に損失を出さない工夫でいかに無駄を排除していくかを考えることが必要ですが、いかがでしょうか。

また、市職員の勤怠管理や日常業務の管理はどのようにしていますでしょうか。

企業では、始業時間とは生産を開始する時間であり、終業時間は生産が終了する時間と考え方を持つ経営者が多くおります。始業時間に生産を開始するためには、前段取りを行う必要があります。管理者や作業者が逆算をして出社時間を設定し前段取りを行っております。これが当たり前のようになっておりますが、市職員の方々はいかがでしょうか。

また、日常業務の成果や実績についての業務把握はどのように行われているのか回答ください。

最後に、各種プロジェクト議事録に関して質問いたします。

今までに長井市において立ち上げられてきましたさまざまなプロジェクト、例えばかわと道の駅審議会、長井シティプロモーション戦略会議などについて議事録はあるのでしょうか。ある場合、議事録がホームページに公開されていないのはなぜでしょうか。できない原因があるのでしょうか。することは可能でしょうか。市民の方々が、今後の長井市の将来に向けた取り

組みの内容を議事録において確認することが可能であれば、事実関係の把握ができ、無用な論争ではなく、建設的な議論ができたのではないのでしょうか。行政の役割としては、現在及び将来に向けて行おうとしている事業に対して、市民の皆様に正しい情報を提供する。経緯についても詳細に説明する必要があり、議事録を調整、編成し、公開することが必要不可欠と感ずますが、いかがでしょうか。

「広報ながい」及び市議会だよりでは、編集の幅が大き過ぎて概要しかわからないことが多いように感ずます。市政に関する重要な会議に関して議事録を作成することは可能でしょうか。また、作成した議事録を原則公開とすることを規則として制定することを提案し、壇上からの質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○**渋谷佐輔議長** 松木幸嗣厚生参事。

○**松木幸嗣厚生参事** 内谷邦彦議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

私のほうには、1番目の、平成27年度施政方針よりということで、(1)といたしまして、長井市地域福祉計画、長井市老人保健福祉計画が平成27年度から平成31年度の5カ年計画となっているが、について2点ほどいただいているところでございます。

最初に、ご質問の地域福祉計画などの行政計画について、概括的に若干触れさせていただきたいと思います。

一般的に行政計画は、目標プログラムを提示していると言われております。一定の目標年次までの達成可能と考えられる行政目標とその手段、具体的な施策を示しています。また、一口に行政計画と言っても、その内容や性格も多種多様で均一ではなく、各種に分類されます。

その1つに、類型区分というタイプ別の区分として、総合計画と個別計画ないし部門計画になります。総合計画は、さまざまな分野の問題

を包括的に領域横断的に内容を統合した計画です。個別計画は、単一の政策目的を迫及した事業計画と言われるものです。また、計画の機能としては、1つは合理性として、社会の現状課題に対応して将来展望的な行政を切り開くということがあります。2つ目には、整合性として、行政領域にまたがる問題に共通の目標を設定し、政策相互間の調整と統合を図る必要があるということがあります。3つ目には、誘導性として、行政内部的な意味を持つにとどまらず、市民と一緒に活動する作用を果たしているということが上げられるようです。

ご質問の長井市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定するもので、長井市第5次総合計画を上位計画とする福祉分野を統括する計画であります。また、他の健康福祉分野の個別計画を推進するための共通する方針を明らかにするものであり、市の総合計画と個別計画の中間に位置づけられる計画です。具体的には、長井市老人保健福祉計画、第6期介護保険事業計画、3に、長井市障害者福祉計画、長井市子ども・子育て支援事業計画、長井市健康増進計画、健康日本21などと整合性を図りながら総合的に計画を推進していきます。

ご質問の、5年間における年度ごとの進捗管理方法はありますが、各個別計画の進捗管理は、計画ごとに関係団体や公募の市民による推進会議や運営委員会などを設置をして行っております。例えば長井市老人保健福祉計画、第6期介護保険事業計画では、長井市高齢者福祉推進会議を設置しまして、施設の設置状況や介護給付の状況について協議いただくこととなります。また、個別計画には、数値による目標ないし施策を持っているので、それに基づいた進捗度合いを各年度に評価していただくこととなります。

基本的には、PDCAサイクルで管理しているということになります。その際、議員がおつ

しやる4W1Hや工程表については、そのものずばりではないかもしれませんが、この要素を上半期と下半期ごとに、市長、副市長の打合会で検討し、指示いただいて業務に当たっている状況であります。

さらに、関係各部で構成する部門会議でも管理しているということになります。

また、個別計画を包括する長井市地域福祉計画は、個別計画の評価を踏まえまして具体的な政策を取り上げているので、その達成状況を管理するということになります。

次に、今まではどのような管理をして計画を達成していたのかということですが、基本的にはPDCAサイクルで管理してきたということとは変わりませんが、数値目標を設定することや、市民参画が十分ではなかった計画も過去には見受けられます。

また、ご質問にあります進捗管理の責任者として明記はしておりませんが、各個別計画について主管課長が当たるものというふうに考えております。

また、関係者が進捗状況が見えるようにすべきということですが、個別計画は総合計画に連動して各事務事業を記載した実施計画という形で進捗管理をし、見えるような形をとっています。第5次の総合計画も、現在、事務事業評価について新たなスタイルを検討している状況です。これと連動しまして、情報の発信なり提供のツールを含めて検討していきたいというふうに思っているところです。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 孫田邦彦産業参事。

○**孫田邦彦産業参事** 内谷議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、企業誘致受注拡大に関して、県の関係機関と今までどのように関連したのかというのが第1点目でございます。まず、企業誘致に関してですが、長井市では、山形県企業誘致促進協議会に参加し、県を初めとする関

係行政機関との連携強化を図っております。具体的な活動の一つといたしまして、山形県の立地環境や産業施策を広く紹介し、首都圏の企業等々の方々に山形県についての理解を深めていただくために、県主催で開催されるインダストリアルセミナーに例年参加しております。レセプションにおきましては、長井市企業ガイドブックや観光パンフレットを配布しながら、長井市のPR活動を行っておるところでございます。

また、山形県商工労働部工業戦略技術振興課とともに随時企業誘致に関する長井市の補助金制度や長井市内の空き工場、用地等の情報を提供しており、県からの照会があった場合には、具体的な物件情報詳細や企業進出条件について県と連携しながら交渉を進めておるところでございます。

次に、受注拡大に関しましては、東北地域に進出した自動車関連産業の情報を収集するため、山形県と山形県企業振興公社が事務局となっております山形県自動車産業振興会議に賛助会員として参画し、受注情報や展示会、商談会の情報を収集しておるところでございます。本振興会議につきましては、一般会員として市内企業11社ほど参加しておるところでございます。

また、山形県企業振興公社は、独自に受注仲介の活動もしており、市内企業へも有利な情報提供がされているとお聞きしておるところでございます。

続きまして、今後の連携方法をどのようにしていくのかということでございますけれども、今後も県の関係機関、これまでの関係を維持しながら、本県出身者等の情報をいただき、これを活用し、県外の他地域等についても市内企業の受注拡大や企業誘致等の情報収集、発信の活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、ネットワーク形成事業の事業内容、現在の進捗状況はということでございますけど

も、企業誘致、受注開拓に資するネットワーク形成事業の概要でありますけれども、大きく4項目ございまして、初めに産業振興アドバイザー事業としてございまして、企業OBや当市の縁故者等に協力をいただき、受注機会の創出や誘致活動に対してアドバイス等をいただいている事業でございます。

次に、企業誘致活動として、各種情報に基づく誘致可能性のある企業等への継続的な訪問活動を行っております。

さらに、受注開拓事業といたしまして、産業振興アドバイザー等の協力をいただきながら具体的な受注開拓に向けて、企業訪問や各種情報収集、展示会での情報発信を実施する事業でございます。

そして、受注開拓に資する研修事業でございますけれども、これが現在一番力を入れている支援事業でございます。この受注開拓を実施する上でのベースとなる企業の人材育成ということでございます。市内企業各社が自社の強みを再認識し、顧客との折衝、対応強化を目指し、研修の実施を支援しております。近年の企業の受注開拓活動については、いかに顧客との信頼関係を構築していくかが重要となっており、特に自動車関連産業では、受注獲得まで息の長いお付き合いが必要となっております。継続的な顧客への提案活動や、信頼関係の維持のため、その戦略を立案できる人材の育成について、長井商工会議所が実施している自動車関連企業OBを講師とした研修会を平成23年度から実施し、支援しております。

その成果といたしましては、研修会参加企業の積極的な自動車関連企業への訪問活動や、顧客による工場の視察、見積もり依頼等が見受けられるところでございます。具体的な事例でございますけれども、研修会での成果を生かして、研修会に参加している企業6社中3社が県外企業4社に訪問しておりまして、その結果、市内

企業1社が顧客による工場視察も受けていると。また、もう一社は見積もりを依頼をいただいているという状況でございます。現在も関係を継続中でありまして、近々顧客の工場視察を予定している企業もあるというふうなことでお聞きをしているところでございます。

また、市内企業の顧客訪問及び工場視察の場を活用させていただき、市担当者もそれに随行いたしまして、顧客の事業拡大に伴う投資情報の収集や、誘致のためのPR活動を行っております。

今後も研修会の実施を支援するとともに、企業の受注活動の段階に応じて、ふるさと長井しあわせ応援大使等の市の縁故者による協力をいただきながら事業を進めてまいりたいというふうなことで考えておるところでございます。以上でございます。

○**洪谷佐輔議長** 鈴木一則総務参事。

○**鈴木一則総務参事** 内谷邦彦議員のご質問にお答えをいたします。

私には、各種プロジェクトの議事録に関してご質問いただきました。

(1) 各種プロジェクトの議事録はあるのか、(3) の、今後市政に関する会議の議事録作成は可能かとの質問についてお答えいたします。

各種プロジェクトや市政に関する会議の議事録は、各事業の担当課におきましておおむね作成されて、上司への報告が行われております。議事録は、市政及び事業の進捗、経過を記録しておくために必要なものでございますので、今後も作成をしております。

続いて、質問の(2)、議事録がホームページなどで公開されていないのはなぜか、(4) 議事録は原則公開とすることとして規則として制定してはいかがかというご質問にお答えいたします。

市で作成いたしました全ての議事録が公開されているわけではございませんが、これまでホ

ホームページ等で公開されているものがございません。公開されている議事録は、長井市まちづくり基本条例に基づくものです。長井市はこの条例に基づき、審議会等の委員の公募、審議会等の公開、政策形成過程における情報公開、意見の公募、いわゆるパブリックコメントの公募でございりますが、行っております。

政策形成にかかわる各種計画を策定する際、長井市では有識者や市民が参加する審議会、現在把握しているものでは32ほどございます。これらを公開し開催しております。審議会は原則公開を義務づけております。審議会の議事録は、調整後、随時閲覧、もしくは閲覧とともにホームページ等で公開し、各種計画の素案が固まり次第、素案に対する意見公募を行っております。このような手続を踏まえて、各種計画が策定に至るといった流れでございます。

一方、審議会等に該当しないその他のプロジェクト等の会議については、現在の規則、要綱等で公開を義務づけていないため、議事録を公開していないのが現状でございます。情報公開の目的は、長井市まちづくり基本条例の前文及び第1条に記載のとおり、市民と市が一体となって協働のまちづくりを推進するためでございます。この目的を果たすため、審議会については公開を義務づけている状況ですが、議員からいただきました審議会以外の市政に関する重要な会議の議事録につきましては、会議の重要度を考慮し、必要に応じて公開していくよう検討してまいります。

○**渋谷佐輔議長** 齋藤環樹総務課長。

○**齋藤環樹総務課長** それでは、私のほうからは、質問の大きな2番目、市職員の給与とサービスの原価などについてのところについてお答え申し上げます。大きく5点ほどございますので、順次お答え申し上げます。

まず初めに、(1)というところですが、各年代、市職員の30歳、40歳、50歳の年間給与平

均額というお尋ねでございます。年間給与ということでございますので、給料に諸手当、この諸手当につきましては期末勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当を含ませていただいております。ことし4月1日現在のそれぞれの該当年齢の職員の給与を単純平均させていただきますので、時間外勤務手当についてはちょっと想定できませんので除いております。

それでは、申し上げます。30歳、万単位で切らせていただきましたが、392万円、40歳534万円、50歳642万円でございます。

それから続きまして、2番目の、各年代の平均給与の2倍以上の売り上げに相当するサービスの提供はされていると考えるかと、(3)の証明書発行、事務作業についてのコスト管理のところにつきまして、関連がございますのであわせてご答弁申し上げます。

まず、行政事務のサービスに関して、民間企業の売り上げに当たる価値に換算、数値化できるような普遍的で実効性、信頼性のある分析手法については、寡聞にして承知しておりません。したがって、給与の2倍以上に相当するサービスの有無について具体的にお答えするのはなかなか難しいのかなと思っております。

また、(3)のところですけれども、証明書発行、事務作業についてのコスト管理についてでございますが、現在、市の予算は事業別で編成を行っておりますので、予算書、あるいは決算書の説明欄に記載している事業ごとの費用は把握してございますけれども、さらにそれを細分化したサービスごとまでには現在は行っていない状況でございます。

現在の市の行政サービスに対する評価、別な言い方をしますと、費用対効果の観点から、事業の主体としての長井市に対する全体的な評価ということにつきましては、現在の制度上は、代表的なものとしたしましては、毎年ご報告申

し上げる決算書及びその附属書類、それについては事業ごとの成果報告書等添付してごさいませけれども、その市議会への報告、さらには公表、それに対する議員や市民の皆さんの評価を待つしかないのかなと思っているところでごさいませ。

それから、市の行政サービスがいわゆる民間事業者の各種事業やサービスと根本的に異なるという点がございまして、法律で市町村の事務とされた事務につきましては市に選択の余地はございませんで、基本的に全て実施しなければならないという面がございませ。時には採算性を度外視してもナショナルミニマム、あるいはセーフティーネット等の社会保障政策を確保するためにサービスを提供しなければならない場合があり、また、ある意味ではそれこそが行政の存在意義の一つとなっている面があることでごさいませ。

しかしながら、その一方で、地方自治法は第2条第14項で、最少の経費で最大の効果を上げることが地方公共団体の責務としております。行政サービスを執行する際に、可能な限りの効率化に努めるべきであることは民間と同様でごさいませ、先ほどの内谷議員ご指摘のとおり、損失を出さない工夫でいかに無駄を排除していくかを考えることにつきましては、必要かつ重要なことと認識しているところでごさいませ。

行政サービスに係るコスト分析手法につきましては、その行政の特殊性から、民間企業の手法をそのまま活用することは、その効果や実証、実効性が担保できないことからなかなか難しいということもございませ、先ほど申し上げましたように、個別のサービスごとの費用をメインとするコスト管理は行ってはおりませんけれども、このコスト分析を行う目的というのは、個別のサービスの評価検証のためということでごさいませるので、そういう意味からしますと、コストの捉え方、概念には、単に費用面だけで

はなく、例えば時間、サービスの質など多様な切り口があると考えているところでごさいませ。

例えば、先ほどの内谷議員ご質問の、証明書発行に係るコストを考えてみますと、市民の方が交付申請書を提出されてから実際に交付、受け取られるまでの所要時間、その短縮、それから担当職員の説明のわかりやすさ、応対の好感度など、多様な側面があり、最終的にはサービスの受け手である市民の満足度を向上させるための取り組みが重要であると思っております。

この点に関しましては、平成19年から全庁的に実施しております心の通った市役所改革のためのお客様サービス向上運動、いわゆる3S運動と称しておりますけれども、3S、3つございませ、1つはスマイル、笑顔と挨拶。2つ目はスピード、迅速な対応、より早く正確なサービスの提供。3つ目はシンプル、わかりやすい説明を行うというようなことの実現に向けまして、これまでには個人ごとの自己診断シートによるチェックや、課ごとの毎月の重点運動項目の報告確認、あるいは挨拶運動、接遇研修など種々の取り組みを行ってきたところでごさいませ。

それから、事務事業の評価、検証という観点では、事務事業評価調整会議を設置し、事務事業の総合評価を実施しております。これは市の総合計画に基づく全ての事務事業を対象に評価、調整、改善方法の検討を行い、評価結果は次年度以降の予算編成、組織の整備、総合計画の進捗管理に反映させているものでごさいませ、事業のコストという視点では、本年度も実施予定の事務事業評価について評価票案の評価項目の1つとして、効率性の視点も設けているところでごさいませ。

それから、今後の新たな動きといたしましては、平成29年度から一般会計にも企業会計方式、いわゆる複式簿記による会計処理が義務づけられる新たな公会計制度が導入されることになっ

ております。これに伴いまして、総務省が無償で提供すると言っております新会計システムについて、例えば行政事務のコストについて、場合によっては部門別のセグメント分析などの新たな分析が可能になるのではないかなどひそかに期待しているところでございます。

それから続きまして、(4)市職員の勤怠管理や日常業務の管理、(5)日常業務の成果や実績についての業務把握につきまして、これも関連がございますのであわせてご答弁申し上げます。

勤怠管理を含む職員の服務につきましては、長井市の職員の勤務時間につきましては市職員服務規程で午前8時半から午後5時15分、休憩時間が午後0時から1時間と定めております。

ここでいう勤務時間と申しますのは、一般職の公務員がみずからの職務に従事しなければならない時間のことでありまして、労働基準法で定める労働時間に相当するものでございます。

先ほどご質問に、企業の経営者の皆さんの労働時間についての認識のお話がありましたが、特に私はコメントする立場にありませんけれども、市が定める勤務時間につきましては、労働基準法第38条の立法趣旨及び関連の判例、裁判例等に基づき運用しているところでございます。それで、すなわち労働時間とは、使用者の明示、または黙示の指示によって労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいうとされておりますので、使用者の指揮監督下にある行動に要する時間は基本的には全て労働時間に該当するというところでございまして、就業前の準備や清掃、朝礼に要する時間等についても勤務時間であると解釈しております。

さらに、具体的に申し上げますと、現在市役所各課では、毎朝8時半から朝礼を実施し、課長からの業務の指示や当日の各係の連絡などを行い、さらにこの5月からはお客様サービス運動、3S運動の一環として、接遇向上のため8

つの基本接遇用語を全員で唱和しております。これらはまさに所属長の指揮命令のもとで行う業務上必要な行動でございまして、業務に当たると考えているところでございます。

それから、日常の業務の成果や実績の把握についてでございますけれども、部門や課の単位では、毎年度上半期、下半期ごとの市長及び副市長との打ち合わせで半期ごとの目標等について指示や確認をいただいているほか、個人ごとにつきましては、管理職が部下職員の主には人材育成等のために年度の半期ごとに作成している指導記録結果表で一部を把握はしてございますが、個人の業績の把握についてはそれではやや不十分かなと考えているところでございます。

それで、地方公務員法がこのたび改正になりまして、地方公務員につきましても平成28年度から人事評価制度を導入し、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとされております。

現在、来年度からの導入のため、人事評価制度の構築に向けまして、大きな2大項目の1つとして、業績評価ですね。いわゆる目標を期首に設定し、期末にその達成度を評価するというところで、今年度の上半期は管理職について現在施行しております。予定としましては、下半期は補佐以下の職員についても施行を行う予定でございます。

したがいまして、来年度からは少なくとも個人ごとの業績については、いわゆる目標管理の手法により、上位の職制のものとの期首、期中、期末の面談等を通じて業績の把握、進行管理、評価等が行われるものと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○**洪谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** ご回答ありがとうございました。

まず、厚生参事の方にお伺いしたいんですが、

私のほうから、その3年ごと5年ごとにその進捗管理のほうをお伺いしたんですが、個別の管理というものは実際見れるんでしょうか。見れないんでしょうか。個別のプログラムに関しての要するに進捗に関しては。

○**渋谷佐輔議長** 松木幸嗣厚生参事。

○**松木幸嗣厚生参事** 現在、計画については総合計画と合わせましたので、昨年度設定したということの状況です。要は、1年目に入りましたということですので、形としては今の計画についてのお答えはすぐには出てきていないという格好です。

ただ、今までやはり見せていましたかと。やっぱりホームページが何かで見せていましたかとなると、やはり若干公開の部分はおくれていたというふうなことはあると思います。

そんなことありまして、この4月からはこういった参事制も取り入れましたということもありまして、各課に計画をとにかくホームページに出すということが最初。そしてその次に、次の進捗状況、これは先ほどありましたように議事録的なことが出てきます。申し上げましたように、審議会なり運営会議なり開催しますので、そういったところで昨年度の状況はどうでした、どのくらいまで進んでいますということが出てきますので、表的なもので出てきますので、そういったものを議事録という格好で公開していきたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 市民の皆様が見えるようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、産業参事の方にお伺いしたいんですが、先ほどその商工労働観光部工業技術振興課と連携しているというお話でしたけども、私、一度議員になってから行かせていただきまして、こういった山形の工業用地という、工業用地のご案内をいただきました。その中に長井市入っておりません。要するに、工業用地がないと

いうふうな形になっていまして、基本的に誘致したくても土地がない状況のパフレットになっています。2015年に関しても、もう発行しているということで、これからやるとしても、来年度にその企業誘致として用地がありますよという、県が県外の方に配っていると。これが大体1,000部ぐらい配られているんですけども、その形ではなかなか企業誘致はできないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 孫田邦彦産業参事。

○**孫田邦彦産業参事** 県のほうのガイドブック等につきましては、やはり長井市の工業団地がないというようなことで、載っていないという状況でございます。

ただ、県のほうに情報提供は、こういう土地がありますよと、こういう企業がありますよというような情報提供はしておりますので、それに応じた常時情報はいただいていると、県のほうからもいただいているというような状況でございます。

なお、そのパフレットに来年度以降載せられるかどうかにつきまして、県のほうにも要望をしまいたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 用地がないんで、載せる、載せれないの問題ではないと思うんですけども、ただ、平成28年度の長井市の重要事業要望書の中に、県営新産業団地の整備及び企業誘致の支援ということで県のほうに出して、県というか、そちらのほうに出していく予定にしていると思うんですけども、そういった予定のものを、逆に先行してこういったものに載せるとか、そういったことまで考えていかないと、なかなかその県外の方々にアピールできるものというのがなかなかないものだと思いますので、その辺も検討課題として入れてみてはいかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 孫田邦彦産業参事。

○孫田邦彦産業参事 産業団地につきましては、県の産業団地というようなことで重要要望事業でも要望しておりますし、今後もそれは続けていきたいというふうに思います。

それに載せれるかどうかにつきましては、今後県と協議をさせていただきたいというふうに思います。

○洪谷佐輔議長 4番、内谷邦彦議員。

○4番 内谷邦彦議員 とにかく県外の方々に発信する、情報を発信することが一番重要なことだと思っておりますので、そのためには予定であろうが何であろうが、とにかく載せてもらう。やっぱりそういった案件が来て、大体この辺の土地ですよでもいいと思うんです。そういった形でもやっていかないと、なかなかその先行した形でやらないと難しいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、その総務課長のほうにお伺ひしたいんですけども、給与に関しましては、今後評価をなさるといふことですので、その評価をぜひ役立てていただきたいというふうに考えております。

あと、議事録に関しまして、長井市まちづくり条例においてという形もあるとは思ひますが、とにかくいろんな形で情報を公開するというふうな立場をぜひ守っていただきたいと思ひます。

あと一点、総務課長に先ほどちょっとお伺ひする中で、勤怠管理の中で、私が聞いているのは、何で管理しているかというのは、時間、要するにタイムカードなのか、個人的に時間を記入しているのか、要するに何時に来たのかわかるかわかんないか、何時に退社したのかわかるかわかんないかが聞きたかったので、その点についてちょっと回答をお願ひいたします。

○洪谷佐輔議長 齋藤環樹総務課長。

○齋藤環樹総務課長 市役所にはタイムカードは設置してございませんので、出勤した際に課長

席の前に置いている出勤簿に出勤の自分の印鑑を押印すると。それは8時半前に必ず行うということで、その出勤の時間については管理はしていません。

(「退出」と呼ぶ者あり)

○齋藤環樹総務課長 退出。退出につきましては、5時15分に庁内で音楽、終業時間の音楽が鳴ります。そこで特に時間外勤務の予定のない職員については順次帰ると。時間外勤務の予定がある職員につきましては、今年度から事前命令の原則にのっとり実施するという事で、あらかじめ、各課の課長さんから本日の時間外の予定、個人ごとに何時間するというようなことを庁内LANの共有フォルダで総務課のほうにご報告いただいて、その辺は把握しているところでございます。

○洪谷佐輔議長 4番、内谷邦彦議員。

○4番 内谷邦彦議員 判こを押すという、私にとっては非常に信じられないやり方なんですけれども、基本的に性善説に立っていらっしゃるとは思ひますが、人間というのは非常に流されやすい。要するに、簡単なほうに流されやすい。難しいことはやらないほうがいいというふうになると思ひます。

とにかく時間の管理というのは基本的に何時何分という管理になると思ひますので、やはりそういった管理ができない、ただ判こを押せばいいというのは、じゃ、その判こを誰が持っているのという部分にもかかわってくる状況にはなると思ひますので、今後検討課題としてそういったことも時間の管理の中にぜひ入れていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

散 会

○渋谷佐輔議長 本日はこれをもって散会いたします。

再開は15日午前10時といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3時54分 散会